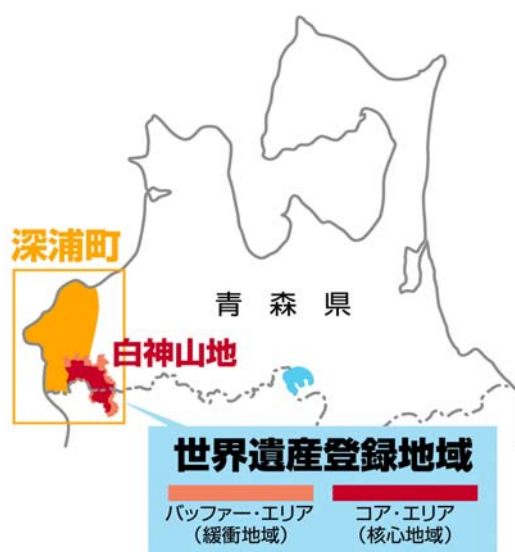


深浦町男女共同参画推進プラン



～ 男女が共に輝く社会に向けて～

2012年(平成24年)3月
青森県深浦町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の目的	2
2. 計画策定の背景	2
(1) 国際社会での取組	2
(2) 日本の取組	3
(3) 青森県の取組	3
3. 計画の期間	4

第2章 基本目標と施策の推進

『基本目標1』 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	5
(1) 男女の役割分担意識の解消	5
(2) 男女平等への社会制度・慣行の見直し	6
『基本目標2』 地域社会における男女共同参画の促進	7
(1) 家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進	7
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	8
『基本目標3』 人権が尊重・擁護される社会づくり	9
(1) 男女の人権を尊重した人権教育の推進	9
(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	10
『基本目標4』 男女が共に働ける労働環境づくり	11
(1) 雇用の分野における男女平等の推進	11
(2) 農林水産業及び商工業における男女共同参画の確立	12
(3) 男女の仕事と家庭生活を両立するための支援	12
『基本目標5』 男女が共に安心して暮らせる生活環境の整備	14
(1) 住みやすい環境づくり	14
(2) 子育てしやすい環境整備	14
(3) 健康づくりの促進	15

第3章 計画の推進

1. 推進体制の整備	17
------------	----

参考資料

1. 男女共同参画社会基本法	18
2. 青森県男女共同参画推進条例	22

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

国では、1999(平成11)年6月「男女共同参画社会基本法」を施行し、2001(平成13)年には内閣府に男女共同参画局が設立され、国際社会の動向を視野に入れた政策を実施し男女共同参画社会の実現に向けた取組みが進められています。

また、青森県においても、2001(平成13)年7月「青森県男女共同参画推進条例」が制定され、あらゆる分野における男女共同参画の取組みが進められています。

深浦町は、2006(平成18)年3月に策定した「深浦町第一次総合計画」においても基本計画の施策として「人権教育・男女共同参画の促進」を掲げ、基本事業として、男女共同参画社会づくりに向けた意識改革の取組みを進めることとしており、このたび、「男女共同参画推進プラン」を策定し、地域において男女がお互いにその人権を尊重しつつ、地域社会の各分野に参画し、男女の性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めるものです。

2 計画策定の背景

(1) 国際社会での取組

1972(昭和47)年の第27回国連総会において、1975(昭和50)年を「国際婦人年」とする決議がなされ、1976(昭和51)年から1985(昭和60)年の「国連婦人の10年」を機に世界的な施策が積極的に推進され、1979(昭和54)年の第34回国連総会で採択された「女子差別撤廃条約」、1985(昭和60)年の「第3回世界女性会議」では、2000年(平成12)年に向け、女性の地位の一層の向上ため「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択され、各国政府に具体的で実効的な施策を求めました。

1995(平成7)年の「第4回世界女性会議」が北京で開かれ、190か国の政府代表と2,000以上のNGOが参加し、「女性の権利は人権」の合意のもとに、「行動綱領」と「北京宣言」が採択されました。「行動綱領」には、「貧困」「教育」「暴力」「環境」「少女」など、12の課題について戦略目標と各国政府の行動指針が掲げられており、各国政府や自治体、市民などがとるべき方向性が示されました。「北京宣言」では、女性のエンパワーメント(能力開発)、女性の人権の尊重など、今後の女性問題への取組が決意表明されました。

2000(平成12)年には、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

2005(平成17)年には、第4回世界女性会議から10年目にあたることから、「第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)」がニューヨークで開催され、「行動綱領」や「北京宣言」などを再確認し、これまでの男女平等の取組の達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取組を求める内容の宣言を採択しました。

(2) 日本の取組

1975（昭和 50）年、「国際婦人年世界会議」の動きを受けて、総理府内に「婦人問題企画推進本部」（本部長：内閣総理大臣）が設けられ、女性の地位向上、人権尊重に向けての具体的な取組が始まりました。1977（昭和 52）年には「国内行動計画」が策定され、1980（昭和 55）年「国連婦人の 10 年中間年世界会議」では「女子差別撤廃条約」に署名しました。その後、「男女雇用機会均等法」「国籍法」の一部改正、「中学・高校での家庭科男女共修に向けての整備」など、国内の法制度の整備が進められ、同条約を 1985（昭和 60）年に批准、1986（昭和 61）年に発効することとなりました。

1987（昭和 62）年には、「ナイロビ将来戦略」の提言を活かした「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定され、国内における女性施策の取組が一層進められてきました。1991（平成 3）年には、国連の「ナイロビ将来戦略の見直しと評価にともなう勧告及び結論」〔1990（平成 2）年〕を踏まえた「新行動計画の第 1 次改定」が行われ、このサブタイトルでこれまでの「男女共同参加」が「男女共同参画」という表現に変わりました。「婦人問題企画推進本部」も、1994（平成 6）年に「男女共同参画推進本部」となりました。

1995（平成 7）年には、男女労働者の家族的責任を明らかにした「ILO（国際労働機関）156 号条約」が批准され、男女労働者を対象とする「育児・介護休業法」が制定されました。1996（平成 8）年には、前年の北京会議で採択された「行動綱領」の中で、2000（平成 12）年までに各国政府が国内行動計画の中で取り組むべきとされた課題を踏まえ、男女共同参画審議会答申・「男女共同参画 2000 ビジョン」や国民各層からの意見をもとに、2000（平成 12）年までの新たな国内行動計画として、「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

1997（平成 9）年には、「男女雇用機会均等法」を強化する一部改正が行われました。この「改正均等法」は、雇用の場での女性に対する福祉的側面を削除し、男女労働者の対等性を重視して、雇用管理の全ステージにおいて女性に対する差別を禁止するとともに、セクシュアル・ハラスメント防止を事業主の配慮義務として明確にし、1999（平成 11）年、全面施行されました。

1999（平成 11）年には、男女共同参画社会の形成についての基本理念とその方向を明示するとともに、国・地方自治体・国民の責務を規定した「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」）が施行され、翌 2000（平成 12）年には、男女共同参画社会の形成の総合的、計画的な推進を図るための基本計画が策定されました。

政府は、2005（平成 17）年 12 月、この計画に基づく 5 年間の取組を評価・総括し、第 2 次男女共同参画基本計画を策定しました。この基本計画では、指導的地位に女性が占める割合の目標を 30%程度にすることや女性のチャレンジ支援策の充実などを重点事項としています。

(3) 青森県の取組み

青森県では、国際婦人年に始まる国際的な動きと国内行動計画策定を背景に、1977（昭和 52）年、女性行政担当窓口を生活福祉部児童家庭課に決定し、女性に係る施策の調整を進め、1979（昭和 54）年には、青森県婦人行動計画を策定するための検討機関として県内各界各層の有識者からなる「青森県婦人問題対策推進委員会」が設けられました。

1980（昭和 55）年 4 月に企画部に「青少年婦人部」が設けられ、5 月には、本県の女性に係る施策の基本的方向を示す「青森県婦人行動計画」を策定し、翌年 6 月には、この婦

人行動計画の具体的施策を進めるための「青森県婦人行動計画推進計画」が策定されました。

1986（昭和61）年3月には、青森県婦人行動計画の計画期間終了後も、引き続き計画目標達成のための女性行政の推進が図られるよう、青森県婦人問題対策推進委員会から「青森県の婦人対策に関する提言」が県に提出されました。そして1989（平成元）年7月、「青森県婦人行動計画」の基本的な考え方を継承しつつ、青森県婦人問題対策推進委員会から提出された提言及び国の新国内行動計画の趣旨を踏まえ、高齢化の急速な進行、技術革新、情報化、国際化の進展など2000（平成12）年に向けて社会環境の変化に対応する「新青森県婦人行動計画」が策定されました。

1996（平成8）年に、国の新しい行動計画「男女共同参画2000年プラン」が策定され、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されたことや、1997（平成9）年に策定された「新青森県長期総合プラン」の中に「男女共同参画社会推進構想」が戦略プロジェクトとして掲げられたことなどに伴い、これらとの整合性を図る必要が生じてきたこと、社会環境の変化、とりわけ、女性を取り巻く諸情勢の変化にも対応するため2000（平成12）年1月、「あおり男女共同参画プラン21」が策定されました。

2002（平成14）年6月、国の「男女共同参画基本計画」や青森県男女共同参画推進条例との整合性を検証した上で、「あおり男女共同参画プラン21」を改定し、法定の基本計画として位置付けられました。

更に2004（平成16）年12月には、県の新たな基本計画「生活創造推進プラン」が策定され、本県の課題を解決するとともに可能性を更に発展させ、21世紀の中で確かな未来を拓く自主自立の青森県づくりを進めていくための将来像として「生活創造社会～暮らしやすさのトップランナーをめざして～」を掲げた、県が目指す5つの社会像を実現するための仕組みづくりにも位置付けられました。

「あおり男女共同参画プラン21」は、計画の期間が2006（平成18）年度までであることと併せて、県の「生活創造推進プラン」、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」との整合性、関係法令の改正なども勘案し、「青森県男女共同参画審議会」の審議などを踏まえて、2007（平成19）年3月に、県の男女共同参画の推進に関する基本計画「新あおり男女共同参画プラン21」として改定が行われました。

また、2001（平成13）年6月に、本県の男女共同参画推進の拠点となる「青森県男女共同参画センター」が開設され、県民への啓発や学習事業、情報提供、相談業務などが行われており、2006（平成18）年4月、「青森県男女共同参画審議会」に苦情等部会が設置され、青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策などへの苦情処理制度が開始されました。

3 計画の期間

本計画の期間は、2012（平成24）年度から2021（平成33）年度の10か年とします。計画期間中においても町の総合計画の策定や国内外の動向や社会経済情報の変化等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

第2章 基本目標と施策の推進

基本目標 1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

(1) 男女の役割分担意識の解消

【現状と課題】

若い世代においては「男は仕事、女は家事や子育て」と固定観念を持っている人は少なくなっていますが、現在の家庭でも女性が家事や子育てを中心的に役割分担せざるを得ない現実があり、少なからず男女の役割分担を固定することにつながっているものと考えられます。

女性も、自らの人生を主体的に生きるとともに、男性と平等な場で対等な権利と責任を持ち社会を担っていくためには、性別役割分担意識を変えていかなければなりません。

家庭収入の中心を担ってきた男性の働き方や意識が、女性の働き方や家事・育児にも影響してきます。したがって、役割分担が女性のみならず男性の問題であるとの認識のもと、男女平等を広く町民に啓発し、性別役割分担意識を払拭していく必要があります。

幼児期から生涯を通じ、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場において教育と啓発活動の推進を図る必要があります。

【施策の方向】

施策	内容
住民の意識改革の推進	男女共同参画週間、男女雇用機会均等月間、女性に対する暴力をなくす運動、人権文化を進める町民運動、人権週間などを通じた教育・啓発活動の推進
	地域、職場における教育・啓発活動の推進
男女平等を意識した表現の使用	町の刊行物などの表現に関するガイドラインの作成
	性別役割分担意識の視点からの町の刊行物の見直し

(2) 男女平等への社会制度・慣行の見直し

【現状と課題】

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯をもって生まれてきたものですが、男女共同参画社会の実現を目指す視点から見た場合、男女のおかれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合があります。男女それぞれのライフスタイルや一人一人の生き方が多様化する中で、男女の社会活動の選択に対して、社会制度や慣行が結果的に男女に中立に働くよう見直していくことが求められています。

そのためには、いろいろな法律や制度について理解を深める中で、男女平等を阻む社会制度や慣行を調査し、必要に応じて国や県などの関係機関に報告するとともに、職場・地域・家庭などで男女共同参画に影響ある慣行は見直していくことが大切です。

【施策の方向】

施策	内容
社会制度の見直し	法律・制度（税金、社会保障、賃金、雇用などの制度）の理解促進
	男女共同参画社会に影響を及ぼす社会制度の調査と関係機関への報告
慣行の見直し	職場・地域・家庭などで影響のある慣行の見直し

第2章 基本目標と施策の推進

基本目標 2 地域における男女共同参画の促進

(1) 家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進

【現状と課題】

家事、子育て、教育、介護などの家庭生活や、社会福祉、生涯学習、消費者活動などの地域活動については、女性に比べて男性の参加や参画が少ないといわれています。

こうした分野へ男性の参画を進めるために必要なこととして、仕事と家庭の両立支援と労働時間の短縮への取組を進め、男女がともに協力しながら家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう啓発を行うとともに、男性に対する家事や介護の講座の充実を図るなど、男性が参画しやすい環境を整備していく必要があります。

また、台風や地震など、突発的に発生する災害時においても、迅速かつ的確な支援体制確立をするため、防災に関する地域活動について女性の参画を進める必要があります。

【施策の方向】

施策	内容
家庭における男女共同参画の推進	男性の参加を促す学習・啓発・情報提供の充実
	男女を対象とする「両親学級」の実施
	育児相談体制の充実
	事業所などに対する労働時間の短縮についての啓発
	事業所などに対する育児・介護休業制度の普及促進の啓発
地域における男女の対等な共同参画の推進	地域おこしやまちづくり、ボランティアなどの地域活動への参画の促進
	地域活動における女性リーダーの育成
	事業所などに対するボランティア休暇制度の普及促進

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

【現状と課題】

深浦町の政策・方針決定機関である町議会、委員会、審議会などに占める女性の比率は低い状況となっており、女性の政策方針決定過程への参画に向けて一層の取組が必要です。

また、町の管理職への女性の登用促進についても、なお一層の管理職比率の向上が必要となっており、町内の事業所や各種団体などにおいても、男女が同等の立場で業務や事業での意思形成過程へ女性の参画促進に向けた啓発を図る必要があります。

◆深浦町における女性の参画状況（平成23年4月1日現在）

〈町議会〉

議員定数	うち女性議員数	女性議員比率
12人	0人	0%

〈町委員会〉 地方自治法第180条の5に基づく委員会等

委員総数	うち女性委員数	女性委員比率
31人	0人	0%

〈町審議会〉 地方自治法第202条の3に基づく審議会等

審議員総数	うち女性審議員数	女性審議員比率
146人	18人	12.3%

〈町の管理職〉

管理職総数	うち女性管理職数	女性管理職比率
19人	1人	5.3%

【施策の方向】

施策	内容
町の意思決定の場への女性の参画の促進	町の審議会・委員会などへの女性委員の登用促進
	町における女性職員の管理職への登用の促進
地域・民間における意思決定の場	自治会など地域活動における女性の参画促進の啓発、要請と支援
	事業所・産業団体における女性の参画促進の啓発、要請と支援

第2章 基本目標と施策の推進

基本目標 3 人権が尊重・擁護される社会づくり

(1) 男女の人権を尊重した人権教育の推進

【現状と課題】

男女の性別役割分担意識は、幼少期からの育てられ方や周囲の大人の係り方、教育、メディアからの情報など、社会的環境によって形成されるといわれています。

このため、性別役割分担意識に捕らわれず、一人一人が自立し、主体性を持つ態度を育てることが必要です。

国際化・高度情報化、少子高齢化など社会構造の急激な変化に伴って、個人の人権に関わる新たな問題が生じるとともに、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなど、かつて見過ごされてきた状況のなかに重大な人権侵害が潜在することも明らかになってきました。

心の教育の充実が求められている現実の中で、一人一人の個性と能力を伸ばし、男女平等とそれぞれの人権尊重の視点に立つ人権教育の推進は、極めて重要な課題です。

このように、男女平等意識の醸成には、学校・保育園はもとより、家庭や地域・職場などのあらゆる場面において、人権学習会・研修会をはじめ、さまざまなテーマの学習プログラムなどへ男女の自立と人権尊重の視点を織り込んだ教育・啓発を進める必要があるため、町では学校・家庭・地域が連携したふるさと教育を通して、地域の教育力を高めるとともに、子どもたちの自尊感情や人権意識を高めて、生涯学習においても人権学習会や研修会を中心とした男女平等意識を育てるための啓発を進めます。

【施策の方向】

施策	内容
学校における男女平等教育の推進	啓発用教材の充実
	学校経営、学級づくりにおける男女平等の推進
	男女混合名簿採用の推進
	男女平等の職業観・勤労観の育成
男女平等意識に基づく生涯学習の推進	男女共同参画についての学習機会の提供
	学習活動に対する支援プログラムの作成
	広報紙による教育・啓発活動の推進

(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

配偶者などからの暴力、性犯罪、売春・買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現するために克服すべき重要な課題です。

配偶者などからの暴力については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）により、配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）が設置されるとともに、社会の関心や認識が高まり、被害者や支援者が声を上げることができるようになってきました。

配偶者などからの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの行為は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を広め、男女間のあらゆる暴力の防止に向け、関係機関と連携し、暴力の根絶に向けた予防教育を進めていく必要があります。

広報活動により相談窓口の周知を図るほか、関係部局が連携し対応できるよう、相談支援体制の充実が求められます。

【施策の方向】

施 策	内 容
学校教育における人権教育の推進	人権尊重の視点に立った男女平等教育の推進
	男女差や発達段階に応じた学習内容及び指導
男女間のあらゆる暴力を防止するための啓発活動の促進	広報紙による教育・啓発活動の推進
	DV・セクシャル・ハラスメントの防止対策推進
	地域における研修などの実施
相談体制の充実	電話相談などの被害相談の充実
	相談窓口の周知徹底

第2章 基本目標と施策の推進

基本目標 4 男女が共に働ける環境づくり

(1) 雇用の分野における男女平等推進

【現状と課題】

女性の就労状況は、結婚・出産・子育て期において低下し、就業意欲を持っていないがいろいろな事情により就業できない女性が多くなっています。しかも、子育て後、再就職した多くの女性はパートタイムなどの不安定な雇用と補助的な労働のもとで就労しています。

「男女雇用機会均等法」の改正などにより、企業における女性の雇用機会や待遇の改善は図られつつありますが、実際には、今なお女性の給与は男性の約3分の2にとどまっているなど、さまざまな格差があります。この格差は、昇進などにおける男女格差や男性中心の職場慣行などがその大きな要因と考えられます。

今後、生産年齢人口の減少が予測されることから、女性が就業し、能力を発揮できる環境と条件を整備することが、社会を活性化することにつながります。

このため、女性にとって働きやすい環境は男性にとっても働きやすい環境であるとの認識のもと、女性をとりまく労働環境を改善するとともに、労働時間の短縮、育児・介護休業制度や再雇用制度の普及などに努め、男女ともに安心して働くことのできる環境を整備し、仕事と家庭・地域における生活の両立支援のための施策を展開する必要があります。

【施策の方向】

施策	内容
地域における男女平等の推進	事業所における男女雇用機会均等法の理解促進
	起業や職業能力開発に必要な技術習得に係る研修や訓練機会の拡充
	地域の雇用状況の情報収集と提供
	関係機関との連携による労働相談の実施

(2) 農林水産業及び商工業など自営業における男女共同参画の確立

【現状と課題】

農林水産業や商工業などの自営業では、女性が生産や経営の重要な役割を担っていますが、組織の意思決定への参画が進んでいない現状にあります。

自営業のほとんどが家族経営であるため、就業と家事の分離があいまいで、労働時間や休日などが不明確になりがちで、就業条件の整備等の確立が求められます。

農林水産業も、女性が多数従事しているものの、農業委員会、関係団体の役職への女性の参画は進んでいないのが実態です。

女性の職業能力を高め、男性と対等に参画できるよう技術的・知識的な研究会を開催するなど、主体的に農業に従事する女性の支援、育成を図る必要があります。

また、これらの女性が仕事と家庭の両面において主体的に活動し、その経済的利益を享受できるように、家族間での話し合いを通して家族協定など家族構成員の就業条件、役割分担などを明確化する必要があります。

【施策の方向】

施 策	内 容
農林水産業及び商工業など自営業者への男女共同参画意識の普及啓発	関係機関などによる情報提供の促進
	意思決定過程への女性の参画促進

(3) 男女の仕事と家庭生活が両立するための支援

【現状と課題】

少子高齢化が大きく進む中であって、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任や地域での役割を果たすことができる社会を形成していくことが、大変重要となっています。

女性が働きやすくなるために必要なこととして、家族の理解や協力、働き続けやすい環境の整備と制度の創設や充実などにより、ゆとりある労働環境を確立することが必要です。

働き過ぎとなりやすい男性労働者の働き方の見直しを行い男女が共に、家事や育児・介護など家族としての責任を担いながら、職業生活と家庭生活を両立できるような環境を作るため、特に男性の働く環境の改善を進めるとともに、仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発を図り、女性の家庭における役割分担を軽減することが求められます。

【施策の方向】

施 策	内 容
仕事と家庭生活の両立に向けた意識啓発	事業所や関係団体による意識啓発の促進
	育児・介護休暇制度の普及、取得奨励に向けた取り組みの推進
家庭生活における男女共同参画の促進	家事などの分担に向けた各種教室の開催
男性の育児・介護などへの参画促進	仕事と育児・介護両立支援制度の利用しやすい環境づくり支援



第2章 基本目標と施策の推進

基本目標 5 男女が安心して暮らせる生活環境の整備

(1) 住みやすい環境づくり

【現状と課題】

男女が地域で安心して暮らしていくためには、快適な生活環境が整備されなければなりません。女性は地域おこしやまちづくり、観光、平和、環境問題などに高い関心と豊かな知識や経験を持っています。女性が多様な生き方を選択し、これらの知識や経験が活動に広く生かされるよう、社会参画の奨励とともに活動しやすい環境づくりを推進していく必要があります。

家庭における夫や家族の理解と協力は、地域社会での男女共同参画を進める上で、最も基本的な条件となります。

【施策の方向】

施策	内容
快適な生活環境の整備	環境保全に向けた事業の推進
	地域防災対策の強化と啓発
	交通機関等の移動手段の確保と利便性の向上
	情報通信インフラの活用と啓発
地域活動のしやすい環境づくり	夫や家族の理解と協力の啓発
	女性団体やグループの育成・支援

(2) 子育てしやすい環境の整備

【現状と課題】

少子化や核家族化が進み、当町においても地縁的なつながりが希薄になっています。

子育てに対する不安感や負担感が増すとともに、子どもを育てることが難しくなっており、若者が地域社会の次代の担い手として育ちにくい状況にあります。

全国各地で子どもに関わる悲しい事件や事故も後を絶ちません。このような状況の中で、平成15年7月、「次世代育成支援対策推進法」が成立し、平成16年12月には「子ども・子育て応援プラン」が策定され、国を挙げて少子化対策、次世代育成に本格的に乗り出し始めました。

子育ては地域住民が理解を持って社会全体の取組として支援するべきものであり、仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような環境づくりを進めることが重要となっています。

【施策の方向】

施 策	内 容
子育てニーズに対応した保育サービスの充実	保育園での延長・一時保育の充実
	小学校との連携による学童保育の充実
子育てを支援する体制の整備	ひとり親家庭への支援の推進
	子育て支援ネットワークの整備
	子育てボランティアの育成
	世代間交流事業の充実

(3) 健康づくりの促進

【現状と課題】

男女の身体的特性を理解し合い、相手に対して思いやりをもって健康に生きていくことが、男女共同参画社会の基本となります。また、心身ともに健康であることは、充実した人生や社会生活における基盤となります。

女性は、その身体的特性により、思春期から成熟期、更年期、さらに高齢期に至るまで健康上の問題が生じる可能性があります。

しかし、男女間でのコミュニケーションの不足により、このことを理解できていない状況があるため、男性に対し女性の健康についての理解を促進するとともに、性の違いに対応した性差医療の取組を進める必要があります。

当町では、町民の健康を守るために乳幼児期から高齢期に至るそれぞれに応じた健康診査や健康教育、健康相談など、総合的な健康づくりを推進しています。疾病の早期発見や生活習慣病の予防のため、各種健康診査等を実施していますが、今後も予防意識の啓発に努めるとともに、健康診査内容の充実を図りつつ、疾病の早期発見のため町ぐるみで健診受診率等の向上を図る必要があります。

また、寝たきり、認知症予防等、介護予防を目的とした各種事業も積極的に展開していますが、今後も関係機関との連携を図りながら、介護予防活動を充実させていく必要があります。

【施策の方向】

施策	内容
健康づくり事業の充実	健康づくりを進める組織活動の推進
	日常生活における生活習慣病の予防対策の推進
	介護予防対策の推進
医療体制の確立	町内の医療機関の整備・充実化
	健康相談の体制の充実



第3章 計画の推進

1 推進体制の整備

(1) 男女共同参画推進会議の設置

男女共同参画の推進に向けて、町の関係部局による推進会議を設けて、町の総合計画に反映の上、進捗管理や状況に応じた内容となるように計画の見直しを行います。

(2) 職員研修の充実

町職員が男女共同参画の視点を持ち、率先して業務を遂行し、男女共同参画社会の形成を推進できるように研修の充実を図るとともに、本計画を広く周知します。

(3) 関係機関との連携

町民・関係団体・事業所などとネットワークを構築し連携の上、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していきます。

家庭・地域・職場などあらゆる場面において、自発的な男女共同参画社会に向けた取組が推進できるよう、男女共同参画の形成に関する情報の収集に努め、広く情報を提供していきます。

また、本計画の目標とする男女共同参画社会の形成は、国、県はもとより、男女共同参画を推進する関係行政機関や男女共同参画推進員などと連携を密にし、一体となった取組を推進します。



参考資料

1 男女共同参画社会基本法

平成 11 年法律第 78 号
平成 11 年 6 月 23 日公布

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するための必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（施策の策定等に当たっての配慮）
- 第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
（国民の理解を深めるための措置）
- 第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
（苦情の処理等）
- 第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
（調査研究）
- 第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
（国際的協調のための措置）
- 第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換をその他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
- 第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

（設置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議はその所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第29条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略 十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄 (施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

参考資料

2 青森県男女共同参画推進条例

平成13年7月4日
青森県条例第50号

私たちが目指す二十一世紀の社会は、真の男女平等が達成され、かつ、男女が共に個人として尊重される男女共同参画社会である。それは、すべての人が、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会である。

青森県においても、国際社会や国の動向を踏まえつつ、男女平等の実現を目指して着実に取組を進めてきた。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行が根強く存在し、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

少子高齢化の進展等急速に変化する経済・社会環境の下で、本県の未来に明るい展望を拓き、先人たちが築き上げた古からの文化や歴史と、世界に誇り得る豊かな自然を享受しながら、次世代を担う子どもが健やかに生まれ心豊かに育まれ、将来にわたって活力にあふれる地域社会を築いていくためには、男女が共に、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画を進めていくことが重要である。

このような認識に立ち、ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、事業者及び県民の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、並びに当該機会が確保されることにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を發揮できる機会が確保されること、夫婦・男女間の暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されることを基本として行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力と社会の理解の下に、子どもを健やかに養育すること、家族を介護することその他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを基本として行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が互いの身体的特徴を理解し合うことにより、生涯にわたる健康と権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び

これを実施するものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画の状況等の公表)

第七条 知事は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 男女共同参画の推進に関する施策の大綱に関する事項
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施についての総合調整に関する事項
- 三 その他男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第九条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

2 県は、文書、図画等の作成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより男女共同参画の推進に影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第十条 県は、事業者及び県民の男女共同参画についての理解を深めるため、教育及び学習の振興、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の処理)

第十一条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見を処理するために必要な措置を講ずるものとする。

(性別による権利侵害の防止等)

第十二条 県は、セクシュアル・ハラスメント、夫婦・男女間の暴力等の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査・研究)

第十三条 県は、事業者及び県民による男女共同参画への取組に関する調査・研究その他の男女共同参画の推進に関する調査・研究を行うものとする。

(支援)

第十四条 県は、男女共同参画の推進に関する活動を行う事業者及び県民に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村が男女共同参画の推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。